

## 市川市地域防災計画の修正について（概要）

### 1. 市川市地域防災計画について

「市川市地域防災計画（以下「計画」という。）」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市川市防災会議が作成する計画です。

市民の生命・財産を守るため、「被害を軽減するための予防計画」、「災害発生時の迅速かつ的確な行動を示した応急対策計画」等を定めています。

### 2. 計画修正の目的

昨年、台風15号及び台風19号等の大規模災害が多発し、様々な課題が浮き彫りになったことから、新たな知見や教訓を防災対策に取り込むため、計画の修正を行います。

また、段階的にリスクが高まる水害特性を考慮し、より強固な災害対応体制に再構築するため、水防関連計画（市川市水防計画及び市川市地域防災計画（風水害等編））を統合します。

### 3. 計画修正の主なポイント

#### ①水防関連計画の1本化（風水害等編）

本市では水害への対策として、水防法第33条に基づく「市川市水防計画」と災害対策基本法第42条に基づく「市川市地域防災計画（風水害等編）」がありますが、段階的にリスクが高まる災害特性や、近年の大規模水害や複合災害の発生状況を考慮し、最大規模の事態を想定した強固で円滑な体制を構築するため、水防計画を包括した地域防災計画（風水害等編）に修正します。

#### ②避難所の開設順位に公民館を位置づけ（風水害等編 P127）

風水害時にはリスクに応じて段階的に避難所を開設していますが、気象状況や周辺地域のリスク等を総合的に判断して開設するため、これまでの小学校、中学校に加え、自主避難所として利用している公民館を活用することで、市民のより円滑な避難行動につなげます。

### ③長期停電等に備えた対策の強化（震災編 P52、風水害等編 P55、大規模事故編 P48）

令和元年9月に発生した台風15号では、千葉県で大規模な長期停電を発生させ、多くの方の生活に多大なる影響を及ぼし、本市においても約3,300世帯の停電が発生しました。

そこで、長期停電等のライフライン途絶に備え、大規模事故編に「大規模ライフライン事故災害対策計画」を追加し、事業者との連絡体制の強化や役割を明確化することにより、円滑な対応につなげます。

また、市民による自助・共助の強化を図るべく、平常時から各家庭で買い置きや冷蔵庫等での貯蔵を含め、3日以上（推奨1週間）の食糧、飲料水等を備蓄するよう啓発を強化していきます。

### ④千葉県との情報連絡体制の強化（震災編 P37、86、風水害等編 P40、95）

令和元年9月の台風15号では、千葉県と被災自治体との情報共有が円滑に行われず、千葉県が正確な被災状況を把握できなかったため、被災自治体に対する支援に遅れが生じました。

このことから、千葉県では、災害発生時に千葉県等から県内市町村に情報連絡員を派遣し、被害状況や災害対応、人的・物的ニーズ等の情報収集体制を強化するため、千葉県地域防災計画を見直しました。

本市においても県計画の見直しを踏まえ、千葉県等とのさらなる連携強化を図っていきます。

### ⑤拠点医療救護所の開設基準の見直し（震災編 P103）

過去の災害をみても、震度6弱の地震発生時には大きな被害が生じないことが多く、医師等の派遣は限定的であることから、より円滑かつ的確な医療体制を構築するため、震度6弱の地震の際は、拠点医療救護所（8箇所）を自動開設するのではなく、医療本部の指示に基づき開設するようにします。

なお、震度6強以上の地震の際には、拠点医療救護所を自動開設します。

## 4. そのほかの修正内容

### ①江戸川洪水浸水想定区域図の変更（風水害等編 P18）

### ②真間川洪水浸水想定区域図の変更（風水害等編 P20）

### ③道の駅いちかわを物資輸送拠点に位置づけ（震災編 P119、風水害等編 P134）

### ④女性の視点を活用した防災施策の強化（震災編 P24、風水害等編 P26 等）

### ⑤令和2年度組織体制の変更